

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件 名	行方不明・身元不明認知症高齢者等情報の東京都等への外部提供について
--------	-----------------------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【諮問】

◇第 12 条第 4 項（外部提供）

【報告】

◇第 12 条第 5 項（外部提供）

（担当部課：福祉部高齢者福祉課）

事業の概要

事業名	高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）設置に伴う相談及び受付
担当課	高齢者福祉課
目的	認知症高齢者及び認知症の疑いのある高齢者が、徘徊等により行方不明になった場合や身元不明で保護された場合、事態の早期解決を図ること。
対象者	行方不明・身元不明高齢者等
事業内容	<p>区では、平成 18 年度から高齢者総合相談センターの総合相談業務の中に行方不明・身元不明高齢者の対応を位置づけ、徘徊する認知症高齢者等への取り組みを行っている。東京都においても、平成 22 年度から行方不明認知症高齢者等情報提供依頼システムの取り組みを開始した。</p> <p>高齢者人口の増に比例して、認知症高齢者も増えており、認知症高齢者施策の推進は、重点課題となっている。とりわけ、徘徊高齢者は行方不明や身元不明になる確率が高く、生命の危険もあり緊急対応が必要なことから、区では以下の取り組みを行っている。</p> <p>【相談】</p> <p>家族及び関係者から行方不明になった認知症高齢者の相談が、高齢者総合相談センターに入った場合や身元不明高齢者が保護された場合、必要な情報収集を行う。</p> <p>（留意点）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談者には、必ず 110 番通報又は行方不明届を警察に提出するよう促す。 ・家族に対しては、捜索にあたって、個人の情報を東京都に提供することに対して同意を得る。 <p>【東京都との連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京都に対し、行方不明者の捜索又は身元不明者の照会を依頼をする。依頼の範囲は区が選択する。 ・東京都は、当区から依頼のあった範囲で情報を送付する。その範囲は、原則として都内区市町村とし、都外については、東京都と他都道府県で合意に至っている場合、情報を送付する。 ・行方不明高齢者が発見された場合は、区が捜索依頼解除又は身元不明照会解除の手続きを行う。

◇外部提供(第 12 条第 2 項第 4 号関係)・・・諮問事項
 ◇外部提供(第 12 条第 5 項関係)・・・報告事項

件名 行方不明・身元不明認知症高齢者等情報の東京都等への外部提供について

保有課 (担当課)	高齢者福祉課
登録業務の名称	高齢者総合相談センター(地域包括支援センター)設置に伴う相談及び申請受付
登録業務の目的	行方不明・身元不明高齢者等の早期発見、支援
外部提供の相手方	東京都福祉保健局高齢社会対策部在宅支援課及び都内区市町村、東京都と合意している他道府県
外部提供を行う理由	外部提供を行うことにより、行方不明・身元不明高齢者等の早期発見・支援を迅速かつ的確に行うため
外部提供を行う情報項目	1 行方不明者に係る情報項目 氏名、性別、生年月日、住所、発生日時、行方不明時の場所及び状況、過去保護された場所、行きそうな場所、身体的特徴、服装、持ち物、認知症の有無、警察への届出の有無、名前・住所を言えるか、特記事項、連絡先、発信元、本人の写真、発見日時、発見時の状況(場所、発見者、状況・経緯) 2 身元不明者に係る情報項目 氏名、性別、生年月日、保護日時、保護の場所及び状況、身体的特徴、服装、持ち物、本人の発している言葉・情報など、連絡先、発信元、本人の写真、身元判明の経緯等
外部提供を行う際に使用する記録媒体	紙及び電磁的媒体
外部提供に当たっての区としての情報保護対策	外部提供は、行方不明・身元不明高齢者等の生命、身体の保護のため緊急に必要なであると認められるときに限定し、パスワードを設定し管理する。
外部提供の相手方としての情報保護対策	東京都は区から提供したデータにパスワードを付け管理する。紙により提供された情報は施錠できる金庫(キャビネット)に保管する。各区市町村は東京都を通じて提供された情報を、各区市町村の個人情報保護条例に基づき適切に管理する。
外部提供の時期	認知症高齢者の行方不明者の搜索又は身元不明高齢者の照会を東京都に依頼するとき(以降継続)
緊急時の外部提供における本人通知の状況	*****